

【平成31年度 野田市保育所等利用調整基準表】（予定）

（１． 基準）

類型		区分			指数	認定期間					
1	居宅外労働 （家庭における保育を行うことが居宅外労働と同程度に困難である居宅内労働を含む。）	外勤又は居宅外自営 （家庭における保育を行うことが外勤又は居宅外自営と同程度に困難である居宅内自営又は在宅勤務を含む。）	月20日以上	1日8時間以上の就労を常態	20	最長就学前まで					
				1日7時間以上8時間未満の就労を常態	19						
				1日6時間以上7時間未満の就労を常態	18						
				1日5時間以上6時間未満の就労を常態	17						
				1日4時間以上5時間未満の就労を常態	16						
			月16日以上	1日8時間以上の就労を常態	19						
				1日7時間以上8時間未満の就労を常態	18						
				1日6時間以上7時間未満の就労を常態	17						
				1日5時間以上6時間未満の就労を常態	16						
				1日4時間以上5時間未満の就労を常態	15						
1	居宅内労働	居宅内自営又は在宅勤務	月20日以上	1日8時間以上の就労を常態	19	最長就学前まで					
				1日7時間以上8時間未満の就労を常態	18						
				1日6時間以上7時間未満の就労を常態	17						
				1日5時間以上6時間未満の就労を常態	16						
				1日4時間以上5時間未満の就労を常態	15						
			月16日以上	1日8時間以上の就労を常態	18						
				1日7時間以上8時間未満の就労を常態	17						
				1日6時間以上7時間未満の就労を常態	16						
				1日5時間以上6時間未満の就労を常態	15						
				1日4時間以上5時間未満の就労を常態	14						
		内職	月16日以上	月120時間以上月収5万円以上の就労を常態	14						
				月64時間以上月収2万円以上の就労を常態	12						
				上記以外の就労を常態	10						
			2	妊娠または出産			出産予定月とその前後2か月の場合： 予定日（ 年 月 日）		18	5か月以内	
			3	疾病・障がい	疾病		自宅内療養	1か月以上の入院（予定を含む）		20	必要な期間
								精神性	精神障害者保健福祉手帳2級以上	20	
									精神障害者保健福祉手帳3級程度	19	
									上記以外の程度	17	
							一般療養	居宅内療養で治療や安静を要し、常時病臥している場合	19		
								居宅内療養で治療や安静を要し、保育が日常的に困難と認められる場合	17		
通院加療の場合	14										
障がい	身体障害者手帳2級以上又は療育手帳A以上				20	最長就学前まで					
	身体障害者手帳3級程度又は療育手帳B2以上				18						
	上記以外の場合				15						
4	介護・看護	病院、施設等の通院	1ヶ月以上入院中の家族がおり、月120時間以上その家族の付添介護又は看護を必要とする場合		20	必要な期間					
			月120時間以上（重度心身障がい者など）の看護を必要とする場合		18						
			上記以外の場合		15						
		在宅介護	常時介護が必要とする場合（要介護認定3から5程度）		20						
			一部介護を必要とする場合（要介護認定1又は2程度）		18						
			上記以外の場合		14						
5	震災・風水害・火災・その他の災害復旧				20	必要な期間					
6	求職活動中	就労（開業）予定又は内定	月20日以上	1日8時間以上の就労予定	16	最長3ヶ月					
				1日6時間以上8時間未満の就労予定	14						
				1日4時間以上6時間未満の就労予定	12						
			月16日以上	1日8時間以上の就労予定	15						
				1日6時間以上8時間未満の就労予定	13						
				1日4時間以上6時間未満の就労予定	11						
ハローワーク等で求職活動を定期的に行っている場合				7							
上記以外の求職中である場合				4							

7	就学	月20日以上	1日8時間以上の就学を常態	19	最長就学前 または在学 期間内
			1日6時間以上8時間未満の就学を常態	18	
			1日4時間以上6時間未満の就学を常態	16	
		月16日以上	1日8時間以上の就学を常態	18	
			1日6時間以上8時間未満の就学を常態	17	
			1日4時間以上6時間未満の就学を常態	15	
8	は虐待 DV 又	子ども・子育て支援法施行規則第1条第8号に定める場合		20	必要な期間
9	その他	父又は母の不在（離婚・死亡等。別居を除く）		25	必要な期間
		前各号に掲げるもののほか、市長が明らかに保育が必要と認める場合		実地調査により指数を決定	

（2. 調整点数）

区分		指数
1	産休又は育児休業制度があってその期間が終了し、元の職場に復帰する場合	+4
2	生活保護法による生活扶助を受けている場合	+2
3	野田市立乳児保育所又は家庭的保育事業による保育期間が満了となり、他の保育所等への入所を希望する場合	+5
4	生計中心者が、倒産や解雇等により失業しており、就労の必要性が高いと認められる場合	+2
5	父母が別居（単身赴任を含む）している場合	+1
6	申込児童が障がい有するために通所施設又は病院に通所通院のため、保護者の就労が制限されている場合	+1
7	申込児童の兄弟姉妹が既に保育所等へ入所している場合	+1
8	既に兄弟姉妹が別々の保育所に入所しているため同一保育所への入所を希望する場合	+2
9	同時に3人以上の児童の入所申込をしている場合	+1
10	保護者が保育士又は保育教諭として市内の保育所等に勤務する場合	+9
11	保護者が申込児童について委託を受けた里親である場合	+2
12	要介護1以上の親族を介護している場合（保護者が保育所等の利用調整基準表の4の項の介護又は看護の類型に該当する場合を除く。）	+2
13	認可外保育施設を週4日利用している場合	+1
14	認可外保育施設を週5日以上利用している場合	+2
15	入所待機期間が1年以上の場合	+2
16	入所待機期間が6か月以上の場合	+1
17	65歳未満の祖父母が野田市内に在住し、申込児童を保育している場合	-2
18	申込児童以外に未就学児がいるが、その児童の入園申込みをしない場合（預かり保育を利用している幼稚園その他の福祉施設に通所している場合を除く。）	-2
19	保護者が保育所等の利用調整基準表の1の項の居宅内自営の協力者の場合	-1
20	同一敷地内に居住する65歳未満の成人（祖父母、保護者の兄弟姉妹、同居人等）が1日4時間以上かつ週4日以上就労をしていなく保育を行うことが可能な場合	-5
21	利用を希望する保育所に入所が決定したが、自己都合により入所を辞退した場合	-1
22	保護者が保育料を滞納している場合（納付の約束を履行しなかった場合及び申込児童以外の滞納分も含む。）	-5